

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則 福利・給与課 1頁

お 知 ら せ

令和8年3月13日付け三重県公報第701号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和八年三月十三日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第一（第一条の三関係） 調整基本額表			別表第一（第一条の三関係） 調整基本額表		
給料表	職務の級	調整基本額	給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)	高等学校等教育職給料表	(略)	(略)
(略)	四級	一三、三〇〇円	(略)	四級	一三、一〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一の二（第一条の三関係） 調整基本額表			別表第一の二（第一条の三関係） 調整基本額表		
給料表	職務の級	調整基本額	給料表	職務の級	調整基本額
高等学校等教育職給料表	(略)	(略)	高等学校等教育職給料表	(略)	(略)
(略)	四級	一一、六〇〇円	(略)	四級	一一、五〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。
- 改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定（以下この項において「新規規則の規定」

という。)を適用する場合においては、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)及び改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。